

高浜市町内会回覧板広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内会回覧板（以下「回覧板」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、高浜市広告掲載実施規則（平成23年高浜市規則第3号。以下「規則」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 広告は、高浜市広告掲載実施基準（平成23年4月1日施行）に適合するものでなければならない。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格及び掲載料は、次の表のとおりとする。

規格（1枠）	掲載料（1枠）
縦7cm×横11cm	36,000円（税込）

2 広告は、回覧板の裏表紙に掲載するものとする。

(広告の枠数等)

第4条 回覧板に掲載することができる広告は、最大8枠とし、第6条に規定する申込者それぞれにつき4枠を上限とする。

2 広告の掲載枠数及び掲載位置は、第6条に規定する申込みの受付順により決定する。

(広告掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として3年間とする。ただし、回覧板の損耗の程度を勘案の上、これを短縮し、又は延長することができる。

(掲載の申込み)

第6条 広告掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）は、町内会回覧板広告掲載申込書（様式第1）に広告原稿を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(審査)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、広告掲載の可否を町内会回覧板広告掲載決定・却下通知書（様式第2）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による広告掲

載の決定に条件を付けることができる。

(掲載料の納付)

第8条 前条第1項の規定により広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市長が別に定める期日までに第3条の表に定める掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載決定の取消し)

第9条 市長は、規則第6条の規定に該当するときは、第5条の掲載期間中であっても、直ちに広告掲載の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、市長は、町内会回覧板広告掲載取消通知書(様式第3)により広告主に通知するものとする。

(広告主の責任等)

第10条 広告掲載に要する費用並びに前条の規定により広告掲載の決定が取り消された場合における当該広告の掲載された回覧板の回収及び新規の回覧板の作成費用は、広告主の負担とする。

2 広告主の責めに帰すべき理由により市に損害が発生した場合は、市長は、当該広告主に対し損害賠償を請求することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、回覧板への広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月15日から施行する。